

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第2回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

————— ○ —————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

10番、及川 伸君及び11番、金崎悟朗君を指名いたします。

————— ○ —————

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

————— ○ —————

日程第3 議案第69号 大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第69号大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 本臨時会におきまして1件の人事案件を提案いたします。

議案第69号大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについては、佐々木章夫委員が本年6月30日で辞職となったことから新たに北田和紀氏を委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

北田氏の住所は大槌町吉里吉里四丁目2番54号、生年月日が昭和27年9月18日の66歳、任期は本年7月5日から令和5年7月4日までの4年間となります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。人格、見識とも優れ、適格者と考
えております。

以上、よろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げ、提案理由の
説明といたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際、討
論を終結し採決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第69号、大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについてを採決いたしま
す。

この採決は、無記名投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

（職員議場閉鎖）

○議長（小松則明君） ただいまの出席議員数は11名であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に12番、阿部義正君及び13番、芳賀 潤
君を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（小松則明君） 念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対
の諸君は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない白票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（小松則明君） 異常なしと認めます。

点呼に応じ、順次投票願います。点呼を命じます。事務局長。

（点呼）

（各員投票）

○議長（小松則明君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の12番阿部義正君及び13番芳賀 潤君の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（小松則明君） 開票の結果を事務局長から報告させます。

○事務局長（西澤勝広君） 報告いたします。

投票総数 10票

これは議長を除く出席議員数に符合いたします。

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票中、

賛成 10票

反対 0票

以上でございます。

○議長（小松則明君） 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（小松則明君） ここで、ただいま同意されました北田和紀さんから挨拶の申し出がありましたので、入場登壇の上、お願いいたします。北田和紀さん。

○監査委員（北田和紀君） 小松議長より発言の機会をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま本臨時会におきまして、町議会の皆様の御同意をいただきました北田和紀でございます。前任の佐々木章夫氏の後任として監査委員の職務に取り組んでまいりますので、皆様どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 御苦労さまでございました。

○

日程第4 議案第70号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第70号工事請負契約の締結についてを議題といたし

ます。

ただいま議題に供されました議案について当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦大介君） 令和元年第2回大槌町議会臨時会における人事案件を除く議案1件につきまして提案理由を申し上げます。

議案第70号工事請負契約の締結については、大槌町リサイクルセンター解体工事にかかる契約であります。

以上、提案理由を申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） お手元の議案書をごらんください。

- 1、契約の目的、大槌町リサイクルセンター解体工事。
- 2、契約の方法、随意契約。
- 3、契約金額、3億4,893万8,650円
- 4、契約の相手方、岩手県釜石市両石町第4地割26番地12、株式会社八幡建設、代表取締役八幡康正でございます。

次ページをごらんください。

- 1、仮契約年月日です。令和元年7月2日。
- 2、見積徴収業者、株式会社八幡建設。
- 3、随意契約理由です。地方自治法施行令第167条の2第1項第8号競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し応札者がいないときでございます。
- 4、工事概要、工事場所は記載のとおりです。

工事期間、本契約日より令和2年3月31日限り。

実施理由、老朽化した旧リサイクルセンターの解体工事を行うものです。

敷地面積、6,991.49平方メートル。

構造種別、地下、鉄筋コンクリート造り、地上、鉄骨造り、地下1階地上3階1棟、延床面積1,468.19平方メートルです。

施工概要につきましては、記載のとおりとなります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 随意契約とかについてわからないので教えてください。随意契

約ってというのは落札者がいないからってということなんですか。例えば、落札者がいない場合にその理由ってというのは、その価格の問題なのか、それとも業者が仕事をいっぱい抱えているからとってこれないのか。そこら辺がちょっとわからないので教えてください。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 契約するに当たりまして随意契約の要件でございますけれども、要件というか、随意契約ができることの規定についてですけれども、これは地方自治法施行令第167条の2のほうに規定されておまして、1号から9号まで随意契約ができる規定が記載されております。今回の契約につきましては、その中の8号を適用いたしまして、競争入札に付し落札者がいないときを適用して、不落随契という事項を適用して契約しているものでございます。本件におきましては、入札に当たって、予定価格に入っていなかったため入札が三度の入札を行って、予定価格に入っていないことから不落という判断をしたものでございます。

○議長（小松則明君） 美恵子君いいですか。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この随意契約は、震災に遭って大槌町では早期復旧を目指した中で、随意契約が多く見られました。この件に関しましてはいろいろ考えるところはあるんですが、いたしかたない部分もあった。しかしながら、今回のリサイクルセンターに当たっては、この復興工事とはちょっと経緯が異なることからお尋ねしますが、このリサイクルセンター、今回不落になって随意契約となったわけですが、早急に解体しなければ理由があったのかどうか、不落とはなったものの、その辺の経緯についてお尋ねするのが1点と、それから今の地方自治法昭和22年が引用されておりますけれども、その後平成17年だったと思うんですが、随意契約は、その何ですかね、談合の温床になりかねないということで通達があって、なるべく避けるようにという通達があったと伺っております。この随意契約にあっては真にやむを得ない処置としてのみというふうに私は思っていたのですが、その辺についての現状の認識と両方をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 当局。町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 東梅 守議員の1点目の質問にお答えしたいと思います。

今年度、新しいリサイクルセンターの建設でありまして稼働中でございます。今、稼働しているんですけども、それぞれの入ってくるゴミの搬入の置き場所ってというのがなかなか今見つけられないという状況でございます。そのために今あります旧リサイクル

センターを早期解体いたしまして、早めに保管庫等々を整備した上で、通常の稼働のごみ焼却、リサイクルの稼働に付したいということから早急に急いだという経緯でございます。

○議長（小松則明君） 当局。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 平成17年の国交省のほうからの通達については、資料のほうは今手元にはないんですけど、通達があったことは承知しておりました。その中で先ほど東梅議員のおっしゃるとおり、談合の恐れが助長する可能性があるということでやらないようにといった通達の内容であったというふうに記憶しております。本件につきましては、特にその一般競争、条件付一般競争入札で行ってございまして、相手方自体が特定されないということもあります。それとあと、先ほど町民課長がおっしゃったとおり、その後、整備を予定しているストックヤード等の工期等の関係もありまして、その辺を協議して次回の入札だと間に合わなくなる恐れがあるということで不落随契を選択したという経緯がございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） まず1点目のほうの、早く、早急に置き場所を確保したいという部分はわかりました。現状であればフル稼働できない状況で回収したものが、全部処理できていないという状況なものというふうに私は受け取りました。なので、それはわかりました。随意契約に関してなんですけれども、先ほども課長のほうからもあったように不落随契が度重なりとやっぱり不信につながるというふうに私も感じているわけです。ぜひ、こういったことは、なくするようにしていただきたいなど。特にも県の場合は、不落の場合には仕切り直しをすることとしているみたいです。ぜひ大槌町でもその辺の考え方を持ってなるべく随意契約は避けて進めてほしいなというふうに思います。

そこでお尋ねをいたします。旧役場庁舎でも問題になりましたアスベストの問題、そういうことを含めて清掃工場であれば、重金属や六価クロム、さまざまな有害な物が出る可能性があると思うんですが、こういったものの検査等が既に行われたのか、もう1点は、解体に当たっての地域住民への説明は済んでいるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 検査はまだ行っておりますが、設計段階の部分でそういうものはあるということは認識して…失礼いたしました、調査はいたしまして設計段階でもそういうものが出てくるということが設計の中に入っております。今回の工事の中でも

ダイオキシンのばく露工事であったりとか、アスベストの塗材除去の工事であったりとか、そういうものは工事概要の中に含まれておりますので、その辺はしっかりと対処したいと思います。地域住民への説明のほうはまだ済んでおりませんので、今後機会をみて、早急にいたしたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ、前回のような工事が中断してごたごたすることのないように、その辺は厳重にやっていただきたいなというふうに思っております。ぜひ、今随意契約に関して同僚議員からもありましたけれど、なかなか町民の方にはわかりづらい部分もある。こういう部分で、ぜひ、わかりやすい形の契約のあり方というところにも努めてほしいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上、終わります。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 私は、3億4,800万円っていう金額なんですが、この解体工事にこのぐらいの金額がかかるということなんですが、これは妥当な金額なんですか。私たちは素人なのでわからないんですけど、その辺をお聞かせください。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（那須 智君） 確かに、この面積でこの金額っていうのは非常に大きなと皆さんも思われるのかなと思ってございます。ただ、これが旧ごみ焼却場であったという特質性の中で言えば、まず一つは、今言ったような化学物質、例えばこの中にはバグフィルターというのを取り残っているのですが、その中にはダイオキシンがあるということ。先ほどもありましたが、アスベストの一次調査等は終わってしまして、外壁の中には、レベル2に値する、要するに外壁なので、設計したものの上にリシン吹付なのか塗ったのか分からないですけども塗膜があって、その部分がアスベストが含まれる含有物であるので、これはレベル3ではないので、レベル2相当にするだろうということで、その処理もあると。さらにもう一つは、この中には地下コンクリート造りというのがあって、これは地下の中に、地下ピットというか、地下室があるんですね。その部分を壊すに当たって、ここは地下水もあるので、矢板で、シートパイルで、矢板といって、鋼矢板で、閉め切らなきゃならないと。全部それを閉め切って打ち込みをした上で、さらにそれに切り張りをかけた上で解体を進めていかなきゃならない。普通つくる時やれば、長いか、まあいいか、そういうことがあって、特殊なので非常に金額が高額にな

っているというような状態でございます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 私は、3億4,800万円が妥当なのかと聞いたんです。余計なことはいいいので、そこだけお答えください。町と業者との金額が合致したからこの金額で契約したと思うのですが、それで妥当ですかということです。

○議長（小松則明君） 当局、妥当か妥当ではないかで、はっきりお願いします。

○環境整備課長（那須 智君） 妥当です。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 2ページ目の施工概要のところ、全部一式、一式、何々工事一式、一式ってありますけど、我々にはちょっと、もう少し細かい、何て言うんですか、数字をもらえる訳にはいかないんですか。

○議長（小松則明君） あの、下村議員、設計内容、言うなれば入札の設計内容を把握したいということの受け止め方でよろしいでしょうか。当局どうでしょうか。環境整備課長。

○環境整備課長（那須 智君） 細かい数量はあるので、もし数量が必要であれば担当課を通して渡したいと思います。ただこれは解体でございますので、逆につくるのであれば図面とかで、その量がわからないので出すっていうのがあるんですが、物があるので、あの物を壊すっていうことなので、どちらかといえば解体の中でその数量は出さなくてもわかるのかなというのが一般的な考え方だったんですが。

○2番（下村義則君） はい、わかりました。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結します。

これより、議案第70号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松則明君） 以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。令和元年第2回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前10時26分

上記令和元年第2回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員